

## 「市長ホットライン」の実施に係る要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民又は職員（以下「市民等」という。）から市長に直接寄せられた、本市の業務に係る法令違反その他の不正な行為に係る情報について必要な対応方法等を定めることにより、適正な業務執行を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長ホットライン 市民等から寄せられる本市の業務に係る法令違反その他の不正な行為に係る情報提供をいう。
- (2) 監察事案 市長ホットラインとして寄せられた情報のうち、法令違反その他の不正な行為に該当すると判断される事案をいう。
- (3) 主管局 名古屋市事務分掌条例（昭和22年名古屋市条例第16号）第1条に規定する局及び室、区役所、会計室、市会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、上下水道局、交通局並びに消防局において、当該市長ホットラインに係る事務を主管する局区室をいう。

### (情報提供)

第3条 情報提供の方法は次のとおりとする。

- (1) インターネット 名古屋市公式ウェブサイト内に設けた市長ホットラインの投稿フォームを利用して寄せられたものをいう。
- (2) 郵送又は持参 ただし、宛名に「市長ホットライン」と明記されたものに限る。
- (3) F A X ただし、市長専用回線に送信されたものに限る。
- (4) 市長ホットラインとして寄せられた情報は、匿名によるものであっても受け付けるものとする。
- (5) 閉庁後に寄せられた情報は翌日に受け付けるものとする。翌日が名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する休日にあたる時は、その日後のもっとも近い休日でない日に受け付けるものとする。

### (市長による指示)

第4条 市長は、市長ホットラインとして寄せられた情報に目を通し、別記様式を用いて指示（以下「市長指示」という。）を行う。

- 2 前号の規定に関わらず、次に掲げる場合は、市長指示の対象外とする。
  - ア 特定の個人や団体を誹謗中傷するもの
  - イ 営利目的と思われるもの
  - ウ 趣旨が不明確なもの

(市長指示に基づく対応)

第5条 前条の市長指示に基づき、次のとおり対応を行う。

- (1) 監察事案に該当すると判断された情報は、市長指示とともに、総務局職員部コンプライアンス推進課（以下「コンプライアンス推進課」という。）から主管局の名古屋市職員倫理規則（平成16年名古屋市規則第105号）第11条第1項に規定する監理主幹及び監理主査（以下「監理主幹等」という。）に送付され、監理主幹等は、コンプライアンス推進課と連携して調査等を行い、調査等結果をコンプライアンス推進課へ報告するものとする。
- (2) 監察事案に該当しない市政に対する意見、要望、苦情等と判断された情報は、主管局へ送付され、市長指示に基づき主管局において対応を行うものとする。

(不利益な取扱いの禁止)

第6条 主管局は、市長ホットラインとして情報を寄せたことを理由として、市民等が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(個人情報保護等)

第7条 市長ホットラインの事務にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号）及び名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）等の関係規程に基づいて取り扱うほか、次の各号に留意する。

- (1) 市長ホットラインとして取得した個人情報（個人情報保護法第2条第1項に規定するものをいう。以下「個人情報」という。）は、市長ホットラインに対応する場合以外には利用してはならない。
- (2) 個人情報は、市民等が個人情報の取扱いに関する別段の意思表示をした場合を除くほか、コンプライアンス推進課等当該市長ホットラインに関する事務を行う課及び主管局に限り共有するものとする。

(協議)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長室秘書課及びコンプライアンス推進課において協議し定める。

附則

この要綱は、令和6年12月20日から施行する。

別記様式

指示をした日		
指示の内容		
対応状況		
市長へ報告した日		
通報者へ連絡した日		
連絡に対する通報者の反応等		